

平成 28 年 9 月 30 日

がん対策に関する行政評価・監視  
—がんの早期発見、診療体制及び緩和ケアを中心として—

&lt;結果に基づく勧告&gt;

&lt;抜粋&gt;

総務省では、がん患者及びその家族の立場に立ったがん対策を推進する観点から、「がん対策推進基本計画」等に基づく各種対策の実施状況を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

## (連絡先)

総務省行政評価局 評価監視官 (特命担当)

担 当 : 永井、山下、伊東、野島

電 話 : 03-5253-5485 (直通)

F A X : 03-5253-5464

E-mail : <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka\\_nendo/h28.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h28.html)

# 1 がんの早期発見のための取組の推進

## 調査結果

① がん検診の対象者全員に個別勧奨を実施している市の受診率は高い傾向(注1)。また、既存の研究においても、個別勧奨・再勧奨(コール・リコール)は有効であると評価

コールの実施状況	市数(構成比)	受診率(平均)
一部対象者に実施(注2)	38(74.5%)	17.1%
対象者全員に実施	13(25.5%)	35.6%

(注1) 平成26年度の大腸がん検診、なお、52市のうち、検診指針に基づき検査方法以外の方法による受診者が受診率に含まれている1市を除く  
(注2) 結果報告書における i) 補助事業対象者のみに実施(12市)及び ii) 補助事業対象者に加え、独自に一部対象者に実施(26市)の合計及び平均

② 市町村が「地域保健・健康増進事業報告」に報告する受診対象者のデータが区々となっているほか、受診率の算定方法が統一されず、比較困難な状況

対象者数の算出方法	市数(構成比)
がん検診台帳に基づく実測値(※本来の算出方法)	8(15.4%)
厚生労働省の報告書又は通知に基づく推計値(注1)	31(59.6%)
都道府県又は市町村独自の算出方法に基づく推計値(注2)	13(25.0%)

(注1) 結果報告書における ii) 20年報告書の算出方法に基づく推計値(10市)及び iii) 充実強化通知の算出方法に基づく推計値(21市)の合計  
(注2) 結果報告書における iv) 市町村独自の算出方法に基づく推計値(4市)及び v) 都道府県独自の算出方法に基づく推計値(9市)の合計

③ がん検診の精度管理・事業評価について、一部の都道府県では、精度管理・事業評価が未実施、評価結果の公表が行われていないなど不十分な状況

・ 精度管理・事業評価が未実施: 1都道府県、評価結果が未公表: 4都道府県  
 市町村に対して評価結果に基づく具体的な検討課題を示すなど精度管理・事業評価を適切に実施している都道府県では、陽性反応適中度が4.4~4.6%(注)と他の都道府県に比べて高い数値

(注) 精密検査が必要とされた者のうち、がんが発見された者の割合。数値は平成25年度の大腸がん検診(国が設定する許容値は1.9%以上)

## 勧告

- 次期基本計画等においてコール・リコールの徹底を明記

## 勧告

- 正確かつ比較可能な受診率の統一的な算出方法の在り方を都道府県及び市町村の実態を踏まえて検討

## 勧告

- 都道府県に対し、評価結果の公表など精度管理・事業評価の実施を徹底

(3) がん検診の精度管理・事業評価の推進

勸 告	説明図表番号
<p><b>【制度の概要等】</b></p> <p>項目2(1)で述べたとおり、がん検診によりがんを早期に発見し、がんによる死亡を減少させるためには、科学的根拠に基づき有効性が確認されたがん検診を多くの人に正しく実施することが重要であり、正しく実施するためには、がん検診の精度管理・事業評価を適切に実施し、がん検診の質を確保することが重要である。</p> <p>がん対策基本法第13条では、国及び地方公共団体は、がん検診の事業評価の実施等のがん検診の質の向上等を図るための必要な施策を講ずるものとされている。また、第2期基本計画では、「5年以内に、全ての市町村が、精度管理・事業評価を実施する」ことが目標とされている。</p> <p>がん検診の精度管理・事業評価の実施については、20年報告書において、国、都道府県、市町村等の役割分担の下、次の三つの段階を踏んで実施することが提案されている。</p> <p>① 目標と標準の設定</p> <p>国は、i) 検診実施機関の体制、実施手順等の指標となる「技術・体制的指標」、ii) 要精検率(注1)、精検受診率(注2)、陽性反応適中度(注3)等の「プロセス指標」に係る目標値及び許容値を設定</p> <p>② 質と達成度のモニタリング・分析</p> <p>都道府県が設置する協議会において、市町村や検診実施機関から報告される「技術・体制的指標」及び「プロセス指標」のモニタリング・分析及び評価を実施</p> <p>③ 改善に向けた取組</p> <p>都道府県は、協議会での評価結果をホームページ等で公表するとともに、評価結果に基づき、市町村や検診実施機関に対して、改善に向けた必要な指導等を実施。市町村は、都道府県からの指導等を踏まえ、必要に応じて検診実施機関の選定及び実施方法等の改善に向けた取組を実施</p> <p>(注1) がん検診受診者のうち、精密検査が必要とされた者の割合をいう。  (注2) 精密検査が必要とされた者のうち、精密検査を受けた者の割合をいう。  (注3) 精密検査が必要とされた者のうち、がんが発見された者の割合をいう。</p> <p>厚生労働省は、20年報告書を踏まえ、検診指針により、i) がん検診の事業評価を行うに当たっては、20年報告書で示された技術・体制的指標により実施状況を把握するとともに、プロセス指標に基づく評価を行うことが不可欠であること、また、ii) 事業評価の基本的な考え方については、20年報告書を参照することを都道府県、市町村等に対して周知・助言している。また、国立がん研究センターは、毎年度実施している「生活習慣病検診等管理指導協議会の活動状況調査」及び「市区町村におけるがん検診チェックリストの使用に関する実態調査」により、都道府県及び市町村における精度管理・事業評価の実施状況を把握し、それぞれの調査結果を都道府県及び市町村にフィードバックしている(注)。</p> <p>(注) 「精度管理」、「事業評価」及び「精度管理・事業評価」の各用語については、がん対</p>	<p>図表2-(3)-①</p> <p>図表2-(3)-②～④</p> <p>図表2-(1)-④(再掲)</p> <p>図表2-(3)-⑤</p>

策基本法、基本計画、20年報告書及び検診指針においてそれぞれ使用されているものの、明確な定義はないため、本報告書では、20年報告書で提案されている一連の取組を「精度管理・事業評価」ということとする。

### 【調査結果】

今回、調査対象 17 都道府県及び 52 市区における平成 24 年度から 26 年度までの精度管理・事業評価の実施状況について調査したところ、以下のとおり、精度管理・事業評価が十分に実施されておらず、がん検診の質が十分に確保されていない状況がみられた。

#### ア 都道府県における精度管理・事業評価の実施状況

調査対象 17 都道府県における、①技術・体制的指標、プロセス指標のモニタリング・分析状況、②協議会における検討状況、③評価結果の公表状況及び④市町村への指導等の状況を調査したところ、次のとおり、北海道では①から④までの全てが未実施となっているほか、評価結果の公表が行われていない都道府県がみられるなど、一部の都道府県において不十分な状況がみられた。

- ① 技術・体制的指標及びプロセス指標のモニタリング・分析が実施されていないものが 1 都道府県（北海道）
- ② 協議会における検討が実施されていないものが 2 都道府県（北海道及び埼玉県）
- ③ 評価結果の公表が行われていないものが 4 都道府県（北海道、青森県、埼玉県及び愛媛県）
- ④ 市町村への指導等が実施されていないものが 3 都道府県（北海道、福岡県及び長崎県）

このほか、がん種別にみると、3年に1度しか精度管理・事業評価が実施されていないものもみられた（香川県）。

評価結果の公表が行われている 13 都道府県における大腸がん検診の陽性反応適中度（注）をみると、平成 25 年度では、2.4%から 4.6%までとなっており、許容値（1.9%以上）を満たしていた。

（注）各都道府県がそれぞれ算出し公表している数値であり、算出に使用したデータの範囲（対象となる検診の種類（集団・個別）、対象年齢等）が異なるため、単純な比較はできない。また、陽性反応適中度は、基本的には高い方が望ましいとされるが、受診者の年齢構成や検診受診歴（初回・非初回）等の影響を大きく受けるため、指標の数値の高低だけでは評価・比較はできないとされている。

しかし、精度管理・事業評価を全く実施していない北海道では、管内市町村の委託検診実施機関における胃がんの要精検率（37.5%）が許容値（11.0%以下）を大きく上回り、多数のがんではない者ががんと疑われたと考えられる事例がみられた（注）。

（注）要精検率が高い場合には、精密検査が必要でない者について、精密検査が必要と判定されている可能性があり、逆に要精検率が低い場合には、がんを早期かつ適切に発見できていない可能性がある。

一方、国立がん研究センターは「生活習慣病検診等管理指導協議会の活動状

図表 2-(3)-⑥

図表 2-(3)-⑦

況調査」及び「市区町村におけるがん検診チェックリストの使用に関する実態調査」を実施し、精度管理・事業評価を支援している。調査した都道府県の中には、これらの調査結果を活用して、これまで実施されていなかった協議会における検討や市町村への指導等を開始したものもあり、国立がん研究センターによる支援が精度管理・事業評価の推進に寄与している実態がみられた。

このように、都道府県における精度管理・事業評価については、国立がん研究センターの支援等により取組が推進されてきているものの、一部の都道府県では不十分な状況がみられた。精度管理・事業評価が不十分となっている都道府県からは、「都道府県、市町村等の役割や実施方法が不明確」、「市町村に対する指導権限が不明」などの意見が聴かれたが、前述のとおり、がん対策基本法や基本計画では、国及び地方公共団体ががん検診の精度管理・事業評価を行うことが明記されており、20年報告書においては、国、都道府県、市町村等の役割分担が示されている。

#### イ 市町村における精度管理・事業評価の実施状況

調査対象 52 市区のうち、平成 24 年度から 26 年度までにおいて都道府県から指導等を受けた 28 市区について、改善に向けた取組状況を調査したところ、何らかの取組を実施したと回答した市区は 14 市区 (50.0%)、特に実施していないと回答した市区は 14 市区 (50.0%) であった。このうち、何らかの取組を実施したと回答した 14 市区における具体的な取組内容は、次のとおりであった (複数回答あり)。

- i) がん検診受診率や精検受診率が低いとの指摘を踏まえ、未受診者への受診勧奨等を行ったものが 12 市区
- ii) プロセス指標の分析方法に不備があるとの指摘を踏まえ、集計方法の見直しを行ったものが 2 市区
- iii) 要精検率等のプロセス指標の把握・分析結果に基づく課題等についての指摘を踏まえ、がん検診の実施方法の見直しを行ったものが 3 市区

このように、都道府県から指導等を受けた市区の半数では、指導等を踏まえて改善に向けた取組を実施しており、その多くはがん検診及び精密検査の未受診者への受診勧奨による受診率向上に向けた取組を行っていた。受診率及び精検受診率の向上は精度管理・事業評価の基礎であり、これらの取組は全ての市町村で実施されるべきものである。一方、都道府県からの指導等を踏まえて、がん検診の実施方法の見直しまで実施している市区は少ない状況となっている。これについて調査対象市区からは、「要精検率やがん発見率、陽性反応適中度等の適正化について指摘を受けても、検診に係る医学的・専門的知識が必要であり、市町村では対応できない」との意見も聴かれた。

一方、市町村ががん検診の実施方法の見直しまで行っている大阪府では、毎年、全市町村のプロセス指標等の把握・集計・解析結果を報告書に取りまとめ、その中で市町村別のプロセス指標の分析や許容値を満たしていない場合の具体的な検討課題等を示すとともに、がん種別の精度管理マニュアルを作成し、

図表 2-(3)-⑧

図表 2-(3)-⑨

市町村におけるがん検診の実施方法の見直しに当たっての参考資料としている。また、滋賀県では、協議会におけるプロセス指標の評価結果のうち、精検受診率については市町村に、要精検率及び陽性反応適中度については検診実施機関に指導等を行うなど、内容に応じて指導先を区分しており、市町村及び検診実施機関はそれぞれの役割に応じた改善の取組を実施している。

なお、大阪府及び滋賀県の平成 25 年度における陽性反応適中度は、それぞれ 4.4%、4.6%と、単純な比較はできないものの、他の都道府県より高い数値を示している。

このような各都道府県における効果的な取組を全国で共有し、それぞれの地域に適した指導方法により市町村における精度管理・事業評価の推進を図ることが重要と考えられる。

#### 【所見】

したがって、厚生労働省は、がん検診の精度管理・事業評価を推進する観点から、都道府県に対し、評価結果の公表など精度管理・事業評価の実施を徹底させるとともに、市町村への指導等を含む都道府県における精度管理・事業評価の具体的な取組状況を情報収集し、効果的な取組事例を都道府県及び市町村に提供する必要がある。